

第 5 回 まちだの新たな学校づくり審議会の議事整理について（案）

第 5 回まちだの新たな学校づくり審議会（以下「審議会」）において各委員から発言のあった内容を踏まえて、第 6 回審議会において調査審議する事項に関連する「町田市立学校の新たな通学区域における学校の位置の検討方法（案）」を修正いたしましたので、下記のとおり提案いたします。

1 町田市立学校の新たな通学区域における学校の位置の検討方法（案）について

※第 5 回審議会審議結果反映後

■町田市立学校の新たな通学区域における学校の位置の検討方法（案）

学校統廃合を検討する場合においては、以下の（１）から（３）の内容を項目ごとに比較検討したうえで、新たな通学区域内における学校の位置（候補地）の優先順位を決定します。

ただし、審議会の答申後において、町田の未来の子どもたちにより良い教育環境をつくる視点から、適正配置の基本的な考え方における「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある教育環境の整備」を踏まえて、より良い候補地を確保することができる可能性がある場合には、教育委員会において当該候補地を検討するものとします。

（１）児童・生徒の通学のしやすさ

より短い距離（時間）で通学することのできる児童・生徒が多くなることで、通学の安全にも配慮することができることから、以下の検討順序で比較検討します。

【検討順序①】

候補地の位置から、直線距離で 2km 以内の新たな通学区域内に居住する児童・生徒の人数を比較します。

【検討順序②】

①の比較検討において、比較する候補地から直線距離で 2km 以内に新たな通学区域内のすべての児童・生徒が居住している場合には、候補地の位置から、直線距離で 1km 以内の新たな通学区域内に居住する児童・生徒の居住人数を比較します。

【検討順序③】

①の比較検討において、比較する候補地から直線距離で 2km を超える児童・生徒がいる場合に、その児童・生徒への通学手段の配慮が可能か検討します。

（２）ゆとりある学校施設環境の整備

様々な教育活動や児童・生徒数の増減に対応することができる教室数の確保や体育館や校庭の広さを確保し、ゆとりある学校施設環境を実現するためには、学校を建築するにあたってより広い土地や、建物の配置などの工夫のしやすい土地を確保する必要があることから、以下の内容を比較検討します。

①候補地の面積の広さ

②候補地の都市計画上の建築制限

③候補地の土地の形状、高低差、周囲の住宅等への日影の影響

（３）学校施設の老朽化の状況

新設した学校や改築した学校が学校統廃合の検討対象校となっている場合に、廃校にすることは難しいことから、原則として、2000 年以降に新築、改築した学校を候補地として優先します。